

## 環境アセスメントの実施

スコーピングの手続が終わると、事業者は選定された項目や方法に基づいて、調査・予測・評価を実施します。この検討と並行して、環境保全のための対策を検討し、この対策がとられた場合における環境影響を総合的に評価します。

### 調査

予測・評価をするために必要な地域の環境情報を収集するための調査を行います。

(調査の方法)

- ・既存の資料などを集めて整理する方法
- ・実際に現地に行って、測定や観察をする方法



### 予測

事業を実施した結果、環境がどのように変化するかを予測します。

(予測の方法)

- ・コンピュータなどで各種の予測式に基づいて計算する方法
- ・景観などではモンタージュ写真の作成等の方法

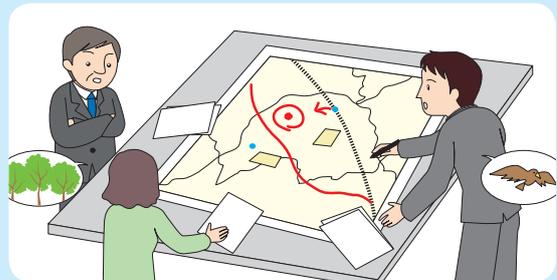


### 評価

事業を行った場合の環境への影響について検討します。

(評価の内容)

- ・実行可能な最大限の対策がとられているか。
- ・環境保全に関する基準、目標等を達成しているか。



### トピック 4 ベスト追求型の環境アセスメント

環境影響評価法では、事業者が目標を設定し、この目標を満たすかどうかの観点からの「目標クリア型」環境アセスメントではなく、複数案の比較検討や、実行可能なより良い対策をとっているかどうかの検討などにより、環境影響をできる限り回避、低減するといった視点からの「ベスト追求型」環境アセスメントを行うこととしています。これにより、環境保全の観点からよりよい事業計画にしていこうという議論が、事業者を中心として、一般の方々や地方公共団体の間で行われることが期待されています。

## 「準備書」の手続

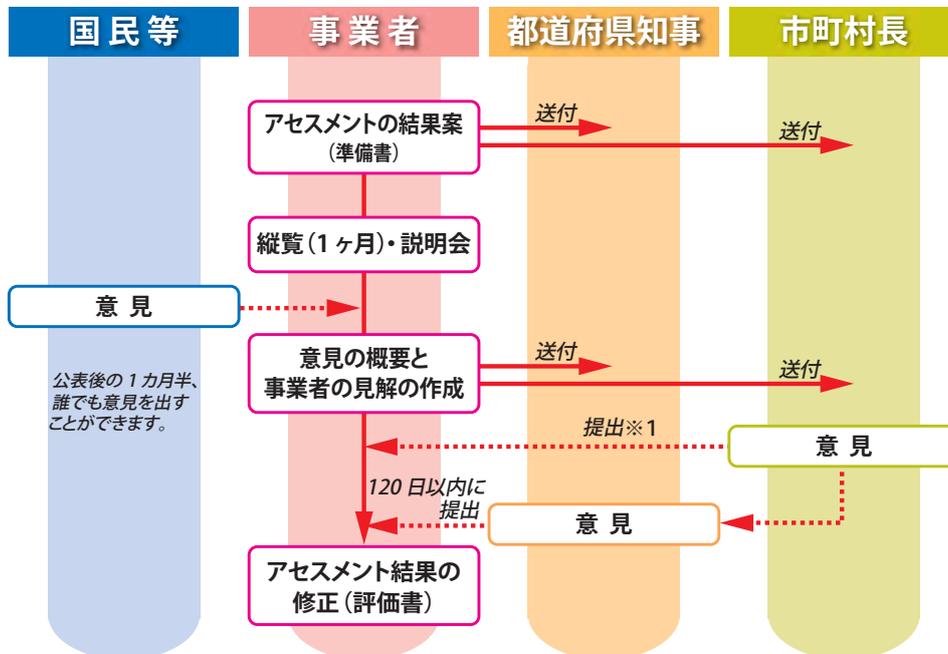
調査・予測・評価が終わると、次はその結果について意見を聴く手続が始まります。

事業者は、「環境影響評価準備書」（準備書）を作成し、都道府県知事、市町村長に送付します。準備書とは、調査・予測・評価・環境保全対策の検討の結果を示し、環境の保全に関する事業者自らの考え方を取りまとめたものです。また、準備書を作成したことを公告し、地方公共団体の庁舎、事業者の事務所やウェブサイトなどで、1ヶ月間縦覧します。函書の分量が多く、内容も専門的であることから、事業者は、方法書と同様に縦覧期間中に準備書の内容についての説明会を開催します。

準備書の内容について、環境保全の見地からの意見のある人は誰でも、意見書を提出することができます。

事業者は、提出された意見の概要と意見に対する見解を都道府県知事と市町村長に送付します。その後、都道府県知事等は、市町村長や一般の方々から提出された意見を踏まえて事業者に意見を述べます。

### 準備書の手続



※ 1: 対象事業により環境影響を受ける範囲が政令で定める一つの市の区域に限られるものである場合

※ 政令で定める市：札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、吹田市、神戸市、尼崎市、広島市、北九州市、福岡市